

## のれんの減損に関する開示情報の実態分析

三 浦 敬・張 櫻 馨

### I はじめに

2013年7月に、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：IASB）は、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）第3号「企業結合」（Business Combinations）の適用後レビュー（Post-implementation Review：PIR）の実施に合意したことを発表した。そして、2015年6月にPIRを完了させ、Report and Feedback Statementを公表した。その中で、資産計上後ののれんに規則的償却を行わずに減損会計処理のみを適用することと、他の方法の適用による問題点の洗い出しを最重要課題として位置付けた。これによって、のれんの事後処理は、2001年に米国がのれんの規則的償却を廃止し、減損会計のみを適用することとして以来、再び表舞台に現れて、注目の的となった。

のれんの事後処理に対して、一貫して規則的償却の適用を主張している日本の関係者にとって、これは規則的償却への回帰の好機と考えられている。しかし、海外の関係者の間では必ずしもそうとは受け止めていない。減損テストの複雑さなどをなんらかの形で改善する必要があるという意見は上がったが、それが規則的償却の再導入になると考えている海外関係者はむしろ少数派<sup>1</sup>である。

このように、減損処理のみを要求するアプローチの有用性を強調する海外関係者とのれんの規則的償却の妥当性を力説する日本の関係者という構図は、この間、何十年も続いてきた。しかし、その一方で、すべての日本

---

<sup>1</sup> 熊谷（2016）。

企業がのれんに対する規則的償却の妥当性に賛同しているわけではない。M&Aに積極的で、のれん償却費の負担を嫌う日本企業の多くは、会計基準をIFRSに切り替えつつあるといわれている。また、『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—では、金融・資本市場の活性化に新たな施策として、IFRSの任意適用企業の拡大促進が挙げられ、これもIFRSへの移行に拍車をかけている。このように企業会計基準委員会（以下、ASBJと記す）が規則的償却の必要性を主張している間にも、IFRSに移行する日本企業は増え続けているのが現状である。

こうした動きがある一方で、IFRSの抱える課題についても近年関心が高まっている。IFRSは原則主義を採用し、IAS第36号「資産の減損」(Asset Impairment)における開示条項にはガイダンスがほとんど示されていない。そのため、具体的な開示内容や開示方法については、経営者の判断に委ねられている部分が多い。そのため、のれんの減損を計上した企業が、どのように関連する情報を開示しているかといったIFRSへの準拠性が1つの課題として注目を集めている。

これを背景に、近年のれんの事後処理については、定量的分析だけでなく、定性的な視点から分析を行う研究も増えている。このような海外の流れに対して、のれんの減損損失を計上した日本企業を対象に、その開示情報を包括的に分析した研究は、これまでほとんど存在していない。会計基準をIFRSに切り替えることによって、日本企業によるのれんの規則的償却の回避が進んでいるにもかかわらず、その開示実態はベールに包まれたままである。そこで、本研究では、のれんの減損損失を計上した企業の開示実態を明らかにし、定性的な面から減損に関する情報の分析を試みることにする。

## Ⅱ 開示情報からみたIFRSへの準拠性と利用者のニーズ

IAS第36号では、のれんについては減損の兆候の有無にかかわらず、少なくとも年1回減損テストを行うことを企業に義務付けている。減損テ

トとは、資産の帳簿価額がその経済的価値を上回っているかを確認する作業である。経済的価値は、回収可能価額として測定する。回収可能価額が帳簿価額を下回れば、帳簿価額を回収可能価額まで切り下げ、その差額を減損損失として計上することとなっている。回収可能価額は現金生成単位（cash-generating units：CGU）ごとに測定し、使用価値と処分費用控除後公正価値のいずれか高い方を用いることが要求されている。CGUとはほかのCGUから独立してキャッシュを生成する単位であり、のれんとのれん以外の流動・非流動資産から構成されている。のれんが複数のCGUに配分されることもある。

このように、減損テストを行うには、CGUの特定から、回収可能価額の測定など様々な仮定と見積が必要となる。したがって、減損テストに関する開示とは、言い換えれば、経営者が将来の市場の変化を予想し、それによる影響を考慮しつつ、今後経営をしていく上で、CGUごとにのれんなどの資産の経済的価値を評価するプロセスを見える化する作業ということになる。

特に2007年の金融危機勃発によって、経営を取り巻く環境の不確実性が高まった。減損テストに関する開示では、将来に対する経営者の予想と見積が含まれているため、利用者のニーズと注目度が非常に高かった。それにもかかわらず、利用者からは基準通りに行っていないとの批判の声が相次いだ。

英国財務報告評議会（Financial Reporting Council：FRC）は、英国上場企業の上位350社が開示した2007年12月の年次報告書において、のれんに対して巨額な減損を計上した32社を対象に開示情報について分析を行った。FRC（2008）では、減損テストのアプローチに関する情報について、有用な情報（9社）と非常に有用な情報（6社）を開示した企業と評価されたのは15社で、残りの17社は定型文（boiler plate）情報しか開示していないと結論付けられている。FRCは、基準にある条項の内容をそのまま書き移したような記述では、のれんの評価に影響を与える要素が投資家など

に伝わらないと、開示内容の質について懸念を示した。

2012年に欧州証券市場監督局（European Securities and Markets Authority：ESMA）は、欧州執行機関調整セッション（European Enforcers Co-ordination Sessions：EECS）がEU各国の執行機関（European Enforcer）から集約した情報に基づいて、質を向上させる必要のある11の項目を挙げた<sup>2</sup>。そのうちの3つが非金融資産の減損に関するもので、CGUの決定、割引率と減損損失に関する開示であった。減損損失の開示に対する各国執行機関の分析結果から、企業に減損損失を認識させる事象も回収可能価額の計算に適用される諸仮定の開示も不十分であることが明らかとなった。これらの結果に対して、EECSは企業が企業自身と取引の実態を具体的かつ正確に開示しようとした結果というよりも、定型文を用いた開示を続けてきたことが原因の1つであると指摘している。さらに、同年に行われた国際会計教育学会（International Association for Accounting Education and Research：IAAER）で、IASBのHans Hoogervorst議長は、金融危機中におけるのれんの減損の計上のタイミングが遅すぎ、開示内容を含め、のれんの減損会計の適用実態を調査する必要があると発言している。

これらを受けて、ESMAは2011年度に開示されたIFRSに基づく財務諸表を対象に、のれん及びその他無形資産に対する減損会計の適用に関する開示情報を調査すると発表した。ESMA（2013）では、巨額なのれんを計上しているなどの要件を満たした23か国にわたる235社をサンプル企業として、①減損テストに関する一般的な情報、②使用可能価額の決定、③割引キャッシュ・フロー・モデルに用いられる係数の分析、④感応度分析という4種類の情報について、IAS第36号に準拠した開示が行われているかどうかを分析した。

IAS第36号では、重要な減損損失の計上をもたらす事象と状況をCGUごとに開示することを要求している<sup>3</sup>が、分析の結果から、それに即して開示

---

<sup>2</sup> ESMA（2012）.

を行ったのは、サンプル企業の約3分の1しかなかった。また、開示していても経済的見通しの悪化、需要の減少といった曖昧な情報しか提供していないと指摘している。さらに、CGUの構成を変更した場合、70%がその原因を具体的に記載していないという実態も明るみに出た。回収可能価額の算定基礎（使用価値と処分費用控除後コストのいずれか）については、ほとんどの企業が使用価値を用いていることが明らかとなったが、ESMAはCGUごとに回収可能価額の基礎を開示すべきであると、勧告を出している。

ESMA（2013）によると、開示情報のうち、その内容が最もばらついていているのは、回収可能価額の算定に係るものである。具体的には、割引率を平均値やレンジで開示したり、前年度の割引率が示されていなかったり、キャッシュ・フローの予測期間が5年を超えていたり、キャッシュ・フローの予測期間以降の成長率を一定とするか遞減させるという基準の要求から逸脱したりというものである。IAS第36号では、リスク・フリー・レート、ベータやリスク・プレミアムといった資本資産評価モデル（Capital Asset Pricing Model：CAPM）の計算に必要な情報の開示は要求されていないが、これらの情報は、減損テストのアプローチの信頼性に係る重要な仮定であるため、ESMAは経営者に開示を推奨している。また、仮定などの変動がもたらす影響をシミュレーションする感応度分析を定型文で開示する企業が多く存在していることも分析によって明らかとなり、ESMAは企業に改善を求めている。

Amiraslani et al.（2013）では、EUを中心とする25か国にわたる4,474社をサンプルとして、2010年度と2011年度の財務諸表を対象に、有形固定資産、無形資産とのれんに分けて開示内容について検証を行った。検証結果から、まず、国によって準拠性のレベルが異なることが明らかとなった。英国のように規制が強く、制度の土台が強固な国ほど、質の高い減損情報

---

<sup>3</sup> IAS 第36号 par.130 (a).

を開示し、早めにのれんの減損損失を認識する、という結果が得られている。それから、3つの資産区分に関する開示内容に共通しているのは、減損損失を引き起こした事象を開示していない企業やセグメントごとに減損損失と減価償却費をまとめて開示する企業が多くみられるというものである。

セグメントをCGUとする企業が多いため、単一セグメントが1つのCGUのみから構成されるという企業が多く存在していることも明らかとなった。さらに、感応度分析とのれんの配分方法に関する記述は、減損テストに対する利用者の理解を深められる部分であるにもかかわらず、基準の内容をそのまま書き移したような定型文による開示をしている企業の存在が確認されている。また、ほとんどの企業が、キャッシュ・フローの予測期間、成長率と割引率を適切に開示しているのに対し、1つの割引率をすべてのCGUに適用する企業が存在することも指摘されている。

さらに、Amiraslani et al. (2013) では、IAS第36号が要求している情報を、重要な会計方針の概要、重要な見積りや仮定、のれんにおける期首と期末の帳簿価額と、その差額をもたらす減損を含めた情報という4つに分類した上で、各分類に属する開示項目を整理し、それに沿って企業の開示情報を確認し、開示内容をスコア化している。それから、これらの開示項目が経営者による高度な努力 (high-effort) が必要なもの (以下、高難度開示と記す) とそうでないもの (以下、一般開示と記す) に分け、高難度開示の場合、基準への準拠性が低くなるであろうと推定して検証を行った。結果から、IAS第36号が要求している開示内容のうち、減損に関する開示において高難度開示の準拠性が一般開示の準拠性を下回ることが明らかとなった。また、のれんの場合、高難度開示の準拠性が62.92%であるのに対し、のれんの一般開示のそれは91.89%で、その差が有意であるという結果が示されている。これらの結果から、Amiraslani et al. (2013) は、IFRSによる開示要求に対する準拠性を評価する際に、高難度開示への低準拠性が一般開示への高準拠性に覆い隠される可能性があるという結論付けている。

これらの先行研究では、検証対象期間が短いという限界があるとはいえ、その結果から、検証対象企業が基準に準拠して開示を行っているとは言い難い現状が読み取れる。先行研究の結果で共通しているのは、減損損失を引き起こす事象や、回収可能価額の計算の基礎となる重要な仮定、感応度分析に関する情報の具体性の欠如である。特に回収可能価額は、CGUごとにキャッシュ・フロー、割引率と継続成長率などを見積もったり、様々な要素を仮定したりする必要のある高難度開示であるため、その準拠性の低さが際立っている。

以上のように、IASBは減損テストに係る一連の作業の開示を経営者に要求している。一方で、投資家などの利用者がこれらの情報を利用する価値のある情報と考えているかは、もうひとつの疑問として残る。こうした疑問に対して、Ernst & Young (2010) はアナリスト、投資家と債権者を含めた情報利用者を対象にアンケート調査を行った。Ernst & Young (2010) では、調査対象のうち、90%以上が意思決定に際して減損に関する情報を利用するとした回答結果を得ている。特に経営者の将来に対するビジョンを確認できる成長率をあげた関係者が多いことが明らかとなった。その次は、減損を引き起こす事象と減損テストに関する重要な仮定があげられている。これらの結果を踏まえた上で、Ernst & Young (2010) では、将来における経営を取り巻く環境の変化が重要な仮定にもたらす影響に対する理解を高められる感応度分析が利用者にとって有用な情報であると主張している。

KPMG (2014) では情報の利用者のみならず、情報の作成者である経営者にもインタビューを行った。その結果から、多くの企業は、減損に関する開示が過剰であると答えたのに対し、アナリストはさらなる開示と情報の一貫性が必要であると主張していることが明らかとなっている。また、減損テストの適用に必要な見積りや仮定の決定にあたって、特にCGU、割引率と継続価値の決定について困難を極めるといった、経営者の本音を伺える結果にもなっている。さらに、重要な仮定や感応度分析に関する情報は、アナリスト報告などからも得られ、年次報告書に依拠する必要はないと主張す

る経営者もいた。また、減損に関する情報の作成にかかる労力と時間はほかの情報のそれと比較にならないほどであると、多くの経営者は作業の難しさと煩雑さを主張していることも明らかとなった。これらの結果とESMA (2013)、Amiraslani et al. (2013) と合わせて考えると、本来利用者のための情報開示であるにもかかわらず、原則主義でガイダンスがないことも相まって、減損テストに関する開示のうち、経営者がコストのかかる開示内容や同業他社に知られたくない内容については、敢えて簡略な形で開示しているのではないかと推測することができる。

Paugam and Ramond (2015) では、IAS第36号の第126項から第133項に示されている開示に関する基準の内容を図表1のように40項目に整理した上で、これらを記述情報 (descriptive information) と将来志向情報 (prospective information) の2種類に分けて、それぞれが投資家に与える影響について検証を行った。記述情報がのれんに関する一般的な開示情報であるのに対し、将来志向情報とは、企業の将来業績の予測に役立つ情報である。Paugam and Ramond (2015) では、フランスを代表する上場企業250社を対象に、2006年から2009年の開示情報を分析した。その結果、記述情報は、資本コストと有意な関係となっていないのに対し、将来志向情報は資本コストとアナリストによる予測の誤差と有意でネガティブな関係にあるという結果が得られ、将来志向情報こそ利用者が必要としている情報と結論付けた。

以上から、IAS第36号が要求している開示内容は投資家といった情報利用者のニーズと合致しているといえるが、経営者は基準に準拠した開示をしていないのが現状であると見ることができる。日本では、IFRSへの任意適用が認められた2010年から、今日に至るまですでに100社を超える企業がIFRSに移行したり、もしくは移行を表明したりしている。しかし、先の諸外国の事例のように、果たしてIAS第36号に従って開示を行っているかどうかについては必ずしも明らかにされていない。そこで本稿では、次で日本企業の事例について分析することにする。

図表1 IAS第36号「資産の減損」に基づく開示内容

情報の属性 記述情報 (D) / 将来志向情報 (P)	開示情報の種類	開示 項目	開示内容
D1	① IAS第36号の提示とそれ に関する一般的な説明	1	報告書はIAS36号に明確に言及しているか
		2	報告書は回収可能価額を推定するにあたって、使用価値と（処分費用控除後の）公正価値との間の選択可能性について説明しているか
D2	② 提供可能な評価方法の 詳細：公正価値もしくは 使用価値	3	報告書は公正価値を推定するにあたって、処分費用について言及しているか
		4	報告書は使用価値を推定するにあたって、DCFモデルの使用について言及しているか
		5	報告書は（レベル3としての）公正価値を推定するにあたって、DCFモデルの使用について言及しているか
		6	報告書は公正価値を決定するにあたって、他のアプローチについて言及しているか
D3	③ 使用する方法の複雑さ	7	報告書はそれぞれのCGUの評価について異なるアプローチを使用していることについて言及しているか。
		8	報告書は同じCGUに対する異なる評価方法について言及しているか
P1	④ CGUの数	9	報告書はCGUの数を含んでいるか
P2	⑤ 割引率の詳細	10	報告書はWACCと他のアプローチの選択可能性について言及しているか
		11	報告書は資本コストを推定するための他のモデルの使用について言及しているか
		12	報告書は割引率に対する税の影響について言及しているか
		13	報告書は（たとえば、リスク・プレミアムやリスク・フリー・レートのような）割引率の算定に関する詳細な情報を提供しているか
		14	企業は特定のCGUについて全社的割引率を調整しているか
P3	⑥ 割引率の数値	15	報告書はCGUごとの異なる割引率の使用について説明しているか
		16	報告書は使用される割引率の調整／多様性について説明しているか
		17	報告書は割引率に対する財務構造の中立性について言及しているか
D4	⑦ 財務の中立性と割引率	17	報告書は割引率に対する財務構造の中立性について言及しているか
D7	⑧ 割引率の源泉	18	減損テストの実施／評価プロセスに関するサービスを提供する外部コンサルタントの活用について報告書は言及しているか
		19	報告書は割引率を推定するために外部コンサルタントの活用について言及しているか
		20	報告書は割引率が担当アナリストの予測に基づいていることについて言及しているか
		21	報告書は割引率が業種担当アナリストの予測に基づいていることについて言及しているか

図表1 IAS第36号「資産の減損」に基づく開示内容（続き）

情報の属性 記述情報(D) / 将来志向情報(P)	開示情報の種類	開示 項目	開示内容
P4	⑨ 割引率の構成要素	22	報告書は割引率の基礎となる率を開示しているか
		23	報告書は選択されたリスク・フリー・レートを開示しているか
		24	報告書は選択されたベータの値について言及しているか
		25	報告書は選択されたリスク・プレミアムについて言及しているか
		26	報告書は経営者の目標とするレバレッジ比率について言及しているか
		27	報告書は企業の特有のベータについて言及しているか
		28	報告書は同等企業のベータについて言及しているか
		P5	⑩ 減損テストの感応度
30	報告書は見積もられたキャッシュ・フローまたはその他のパラメーターに対して実施された感応度分析について言及しているか		
P6	⑪ 割引率の変動に関する説明	31	報告書は前年度からの割引率の変更について説明しているか
D6	⑫ キャッシュ・フローの定義	32	報告書は見積もられたキャッシュ・フローがCGU特有である場合、それが経営者の事業計画によるものか、アナリストの予測によるものかを説明しているか
D5	⑬ 割引率とキャッシュ・フローの妥当性	33	報告書はキャッシュ・フローと割引率が適切である（たとえば、税引前で、同じリスクを重複して考慮に入れていないなど）ことに言及しているか
P7	⑭ 推定	34	報告書は事業計画の終了時と継続価値との間の推定期間について言及しているか
		35	報告書は事業計画の最長期間について言及しているか
		36	報告書は事業計画終了後の推定期間（適用するとすれば）がどれくらいになるかについて言及しているか。
P8	⑮ 継続価値	37	報告書は継続価値がマルチプル法で算定されているかどうかについて言及しているか
		38	報告書は継続価値が永久プロジェクト期間に基づいて算定されているかどうかについて言及しているか
		39	報告書は適用されるマルチプルのレベル（適用されるのであれば）について言及しているか
		40	報告書は適用される継続成長の仮定（適用されるのであれば）について言及しているか

出所：Paugam and Ramond (2015, 594-595)

### Ⅲ サンプルの選択と分析方法

Ⅱで明らかにしてきたように、海外においては、のれんにおける貧弱な開示内容が、のれんに減損処理のみを適用するアプローチに対する投資家の信頼を低減させていくと考えられている。減損処理のみを適用するアプローチを機能させるには、効率的なコミュニケーションが必要である。そのため、近年規制機関を始めとする利害関係者の開示内容に対する関心が高まりつつある。実際にErnst & Young (2010) でも、認識された減損損失の額よりも減損損失をもたらす事象などに対する利用者の関心が高いと結論付けている。

日本では、横山等 (2015) と矢内等 (2016) がIFRS任意適用企業の開示内容の分析を行っている。しかしこれらでは、減損に限定せず、IFRSが要求している開示内容のうち、日本の会計基準と異なるかつ特徴的な開示内容を中心にレビューし、特に作成が困難な開示内容を取り上げ、具体例を使いながら、IFRSに即した開示内容とは何かを示すことを目的としている。これに対して、本稿では、IFRSを任意適用している日本企業が、IAS第36号の第126項から第133項に示されている内容に準拠して、のれんの減損に関する情報を開示しているのかに焦点を当てて、企業の開示実態を明らかにすることを目的としている。

分析対象企業は、2016年12月末までにIFRSを適用している日本企業111社である。これらの企業から証券・金融業4社、年度連結財務諸表を入手できない企業2社を除いた105社は、19業種にわたっている。日本では、2010年3月期（移行年度は2009年3月期）からIFRSの任意適用が認められた。その後、IFRSへの移行を促すため、金融庁は2015年にIFRS導入済企業に移行当時に直面していた課題とその解決法をヒアリングし、その内容を『IFRS適用レポート』にまとめて公表した。その中で、IFRSの移行を検討する際に、先行事例を参考にすることが有効であるというコメントがあった。このように先行してIFRSに移行した企業の開示内容は、その

図表2 検証対象年度選択プロセス

会社名	業種	移行年度	最新年度	対象年度	減損損失計上年度	有価証券報告書入力不能年度	のれんの減損計上されていない年度	検証対象年度
アサヒグループホールディングス	食料品	2015/12/31	2016/12/31	2	2		0	2
日立化成	化学	2014/3/31	2016/3/31	3	3		3	0
日東電工	化学	2014/3/31	2016/3/31	3	3		2	1
武田薬品工業	医薬品	2013/3/31	2016/3/31	4	3		3	0
アステラス製薬	医薬品	2013/3/31	2016/3/31	4	4		3	1
小野薬品工業	医薬品	2013/3/31	2016/3/31	4	4		4	0
住友ゴム工業	ゴム製品	2015/12/31	2016/12/31	2	2		2	0
住友理工	ゴム製品	2015/3/31	2016/3/31	2	2		1	1
日本板硝子	ガラス・土石製品	2011/3/31	2016/3/31	6	6		3	3
日立金属	鉄鋼	2014/3/31	2016/3/31	3	2		1	1
LIXILグループ	金属製品	2015/3/31	2016/3/31	2	2		0	2
エイチワン	金属製品	2015/3/31	2016/3/31	3	1		1	0
日立建機	機械	2014/3/31	2016/3/31	3	3		2	1
日立工機	機械	2014/3/31	2016/3/31	3	1		1	0
日本電波工業	電機機器	2009/3/31	2016/3/31	8	8		8	0
デンソー	輸送用機器	2014/3/31	2016/3/31	3	3		2	1
ケーヒン	輸送用機器	2014/3/31	2016/3/31	3	3		3	0
ショーワ	輸送用機器	2014/3/31	2016/3/31	3	3		2	1
エフ・シー・シー	輸送用機器	2014/3/31	2016/3/31	3	2		2	0
八千代工業	輸送用機器	2014/3/31	2016/3/31	3	2		2	0
HOYA	精密機器	2010/3/31	2016/3/31	7	7		3	4
ダウスポーツ	その他製品	2015/12/31	2016/3/31	2	0		0	0
日立物流	陸運業	2014/3/31	2016/3/31	3	3		1	2
ネクソン	情報・通信業	2012/12/31	2016/12/31	5	5		0	5
双日	卸売業	2012/3/31	2016/3/31	5	5		1	4
すかいらーく	小売業	2012/12/31	2016/12/31	5	5	1	4	0
飯田グループホールディングス	不動産業	2015/3/31	2016/3/31	2	2		2	0
楽天	サービス業	2012/12/31	2016/12/31	5	4		0	4
				101	90	1	56	33

後の移行企業に影響を与えられ。特に横並び意識の強い日本企業では、同業者の開示内容をそのまま取り入れる可能性が高いのではないかと推測できる。そこで、本研究では、19業種から最初にIFRSに移行した企業をサンプル企業として抽出する。

検証対象年度は、移行年度から最新の財務諸表を入手できる2016年度のうち、のれんの減損損失を計上している年度である。連結財務諸表では、

すべての資産で認識された減損損失がまとめて表示される。その中に、のれんの減損損失が含まれているかについては、手作業で有価証券報告書の注記情報から確認する。減損損失が計上されていない年度は、検証対象から除く。

図表2では、のれんの減損損失が計上される検証対象年度を抽出するためのプロセスが示されている。まず、各業種から最初にIFRSに移行した企業を特定する。同年度に複数の企業が移行した場合、そのすべてを検証対象企業とする。その結果、計28社、101会計年度が特定された。101会計年度のうち、減損損失が計上された年度は、90会計年度である。さらに、90会計年度うち有価証券報告書が入手できない1会計年度と、減損損失のうちのれんの減損損失が含まれていない56会計年度を除外すると、検証対象年度となったのは33会計年度である。

図表3にあるように、この33会計年度は15社分で、14業種（輸送用機器に属する2社は同年度にIFRSに移行した）に属している。また、この33会計年度は、2011年度から2016年度までで構成されており、開示企業の増加によって、2016年度に向かって、検証対象年度が増えていくこと

図表3 検証対象年度

会社名	業種	検証対象年度	検証対象年度の内訳					
			2011	2012	2013	2014	2015	2016
アサヒグループホールディングス	食料品	2					✓	✓
日東電工	化学	1					✓	
アステラス製薬	医薬品	1				✓		
住友理工	ゴム製品	1					✓	
日本板硝子	ガラス・土石製品	3		✓		✓		✓
日立金属	鉄鋼	1						✓
LIXILグループ	金属製品	2					✓	✓
日立建機	機械	1						✓
デンソー	輸送用機器	1					✓	
ショーワ	輸送用機器	1						✓
HOYA	精密機器	4	✓	✓		✓	✓	
日立物流	陸運業	2				✓		✓
ネクソン	情報・通信業	5		✓	✓	✓	✓	✓
双日	卸売業	4		✓	✓		✓	✓
楽天	サービス業	4			✓	✓	✓	✓
		33	1	4	3	6	9	10

も図表3から読み取れる。

本研究では、検証対象となった33会計年度の有価証券報告書から前節の図表1に示されているPaugam and Ramond (2015) がまとめた15種類にわたる40項目の内容が開示されているかを手作業で、年度ごとに確認する。開示されている場合、1点を与えるという形で、開示内容をスコアリングしていく。さらに、開示内容の得点を総開示項目で除することで、開示率を計算する。ただし、当てはまらない開示項目があれば、総開示項目(分母)からも除外することとする。

#### IV 日本企業におけるのれんに関する減損情報の開示実態

15社が開示した33会計年度の有価証券報告書を分析した結果、全開示項目のうち、平均的に30%の項目しか開示されていないことが明らかとなった。楽天の43%が最高で、14%しか開示していない企業もあった。開示率が低い項目は、開示項目10から28にある回収可能価額の計算に関するものである。この結果は先行研究と一致している。サンプル会計年度のうち、割引率が加重平均資本コスト率 (Weighted Average Cost of Capital : WACC) に基づいて計算すると記しているのは9会計年度のみである。開示項目10で示されているWACCとその他のアプローチの選択可能性であったり、開示項目11にあるWACC以外の資本コスト率を計算するアプローチに触れたりする会計年度はなかった。

IAS第39号付録AにあるA20では、割引率は税引前の利率を反映するとしている。検証対象年度のほとんどは、明確に税引前割引率の使用を示しているが、開示項目12が要求している割引率に対する税の影響に関する内容を開示しているのは、1会計年度のみで、開示していたのはアステラス製薬である。アステラス製薬(2014年3月期)では、税引前と税引後の割引率の両方を開示している。

IAS第39号では、開示項目13に示されているリスク・プレミアムやリス

ク・フリー・レートといった割引率の計算に係る情報の開示を要求してはいないが、第134項 (d)・(ii) と (e)・(ii) では、使用価値と処分費用控除後の公正価値におけるそれぞれの計算において、諸仮定などを決定する経営者の手法の開示を要求している。これらの情報から、事業に対する経営者の評価と、経営者がどのような前提と仮定の基で減損損失の認識に至ったかという、経営者目線による事業の分析を窺い知ることができ、企業の固有の特徴が反映される情報でもある。しかし、分析の結果から、これらの情報が開示される年度はなかった。

割引率を決定する方法に関する開示項目は14から16である。基本的に割引率は社内事業における共通の割引率から、各CGUが抱えているリスクに合わせて、調整を加えた形で決定するのが一般的であると考えられているが、開示項目14を開示する会計年度はなかった。また、割引率の値を明記していないのは3会計年度である。図表1の開示項目には含まれていないが、割引率の開示形態については、重要なのれんが配分されたCGUについてのみ割引率を示す年度もあるし、日立物流や楽天のようにCGUごとの割引率がまとめられて、一覧表という形で開示している企業もある。総じて基準への準拠性が高い項目となっている。開示項目15に関する分析結果から、CGUに適用される割引率をレンジで開示したり、全CGUに適用される割引率をまとめてレンジで開示したりする企業は少なくないことが明らかとなった。このような開示形態では、各CGUに適用される割引率を特定することができない。せっかくの情報が活用できなくなっている。

開示項目16の各CGUに適用される割引率の調整や設定方法について説明があったのは5会計年度のみである。また、その開示内容は地域ごとに割引率を設定しているといった簡略な記載しかなく、準拠性が低い上に開示内容も具体性が乏しいと言わざるをえない。開示項目17とは、IAS第36号の付録AのA19における、「割引率の決定は企業の資本構成及び企業が当該資産の購入資金を調達する方法とは無関係である。なぜならば、資産か

ら生じると予想される将来キャッシュ・フローは、資産を購入するための資金調達の方法に依存しないからである」との記載に基づくものである。残念ながら、検証対象年度の有価証券報告書からこれに関する開示を確認することはできなかった。

開示項目18から21は割引率の基となる情報源に関するものである。本研究の分析から、33会計年度のうち、これを開示した会計年度はなかったことが明らかとなった。この結果は、減損テストの実施に対する日本と海外との考え方の違いによるものであると考えられる。IAS第36号第55項から第57項に基づいて割引率を決定するにあたって、多くの要素に配慮しながら、諸仮定を設定したり、見積を行ったりする必要がある、そのプロセスは煩雑である。そのため、外部のコンサルタントに依頼するのが最も手っ取り早いといえる。その一端が見られるのは、2015年に公表されたIFRS第3号に対するPIRのReport and Feedback Statementである。ここでは、のれんの減損の実施に外部の専門家に依頼する必要があるため、コストがかさむとの意見が多く寄せられた。また、海外では、アナリストによる情報の利用が浸透していることから、外部の情報源の1つとしてアナリストが作成する情報をそのまま利用するということが一般的に行われていると推測することができる。本研究の検証対象ではなかったが、伊藤忠商事における2016年3月期の有価証券報告書では、のれんの減損テストにおける回収可能価額は独立鑑定人の支援を受けて算定した使用価値に基づいているとの記載があった。このように、数は少ないが、日本企業も外部の専門家に依頼するケースが存在していることが確認できている。

開示項目第22から第28は、割引率の構成要素に関するもので、割引キャッシュ・フロー・モデル（DCF）を用いる場合に必要な情報である。これらの情報の開示は強制されていないが、使用価値そのものの信頼性に係る情報で、ESMA（2013）でも開示を推奨している。分析の結果から、これらの情報を開示した年度はほぼなかった。開示があった3会計年度では、その内容が開示項目25に関するもので、「各CGUのWACCに適切なり

スク・プレミアムを織り込んだ上で、税引前ベースの割引率として算定する」という記載にとどまっている。利用者の意思決定に役立つ情報とは言い難い内容である。

開示項目29と30は、減損テストの感応度分析に関するものである。割引率の感応度分析に全く触れていないのは3会計年度のみで、基準への準拠性が高いように見えるが、開示内容を確認すると、「割引率が1.7%上昇した場合、帳簿価額が回収可能価額を上回る」といった具体的な分析を開示した会計年度は7年度で、ごく少数である。残りは、「主要な仮定が合理的な範囲内で変動があった場合でも、帳簿価額が回収可能価額を超える可能性が低い」という、基準の設例9に書かれている内容をほぼそのまま書き移したものとなっている。

開示項目30にある割引率以外のパラメーターに対する感応度分析を開示したのは1会計年度だけである。ネクソン（2016年12月期）では、「一部の子会社については、回収可能価額が帳簿価額を上回っている金額が小さく、将来キャッシュ・フローの見積り額が減少した場合、減損損失が発生する可能性がある」という記述があった。また、開示項目31が要求している割引率の変動に関する説明については、その原因が明記されている会計年度を確認することは残念ながらできなかった。

IAS第36号の第51項における「見積将来キャッシュ・フローは、割引率が決定される方法と首尾一貫している前提を反映する。そうしないと、一部の前提の影響が二重計算されるまたは無視されることになる」に基づくのは、開示項目33である。これに関する記載を確認できなかったのは、6会計年度である。一見開示率が高いように見えるが、その内容の多くは、「使用価値における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する市場の評価等を反映した割引率を使用して算定する」といった形式的な記述である。

開示項目32については、「経営者などが承認した事業計画期間に基づいてキャッシュ・フローを予想している」と、すべての検証対象年度では、こう

いった記載があった。また、事業計画期間もすべて5年以内となっている。これは、第36号の第33項 (b) が要求している、正当な理由がある場合を除いて、5年以内とするという規定に準拠している結果である。事業計画終了時と継続価値との間の推定期間を明確に開示したのは、日本板硝子の2012年3月期のみで、4年間と記載されている。さらに、継続価値は永久プロジェクトに基づいて算定すると示したのは、3会計年度である。「事業計画期間を超える期間については継続価値を計算する」と、事業計画期間終了後の期間において何を評価するかを記しているのは、4会計年度である。その他は、事業計画期間以降もしくは事業計画を超える期間といった曖昧な内容にとどまっている。継続価値がDCFモデルに与える影響から考えれば、少なくとも継続価値の推定期間は一定期間なのか、永続なのかを記載することが望ましいといえる。

成長率を開示していない会計年度は、僅かに3会計年度である。準拠性が極めて高い開示内容といえるが、レンジで開示したり、一定の成長率を基に推定するといった曖昧模範な記述に終始する企業が存在していることも明らかとなった。質の高い内容とはいえない。

図表1の開示項目には含まれていないが、本研究では減損をもたらす事象を開示しているかどうかについても分析を行った。33会計年度のうちの14会計年度、約半分がのれんの減損損失をもたらす原因を開示している。「収益の見込みの低下」という非常に簡略な情報しかない会計年度は2会計年度のみで、その他は、「米国投資案件からの撤退方針に従って、帳簿価額を回収可能価額ゼロまで減額する」といった具体的な内容が記されていた。

## V まとめとインプリケーション

以上の分析から、日本企業におけるのれんの減損に関する開示情報は、一般的な記述情報に集中していることが明らかとなった。これは同時に、

利用者が将来の業績を予測するのに役立つ将来志向情報の開示が欠如していることを意味する結果でもある。特にリスク・フリー・レートやベータの値といった資本コストの計算に必要な情報はほとんど開示されていないのが実態である。また、感応度分析については、割引率に集中しており、それ以外の使用可能価額の計算に影響を与えるパラメーターに対する分析がほとんど開示されていないことも結果から読み取れる。これらに加えて、割引率と成長率の開示形態がポイントではないことも、海外の先行研究の指摘通りである。

開示項目としてPaugam and Ramond (2015) には含まれていないが、Ernst & Young (2010) において、利用者の関心の高い項目であると結論付けられた減損損失をもたらす原因の開示についても分析を行った。半数弱の会計年度では、減損損失を引き起こす原因を具体的に開示していることが明らかとなった。この結果から、こういった情報を開示する必要性は、一部の企業に限られているが、認識されているといえる。

米国では2001年、IASBでは2004年にのれんに対して規則的償却から減損のみのアプローチに移行した。そこからすでに10年以上が経過した。この間、日本では、一貫してのれんの事後処理に規則的償却の方が適当であるということを主張している。最近、IASBの要請を受けて、ASBJは、欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group : EFRAG) と協力して、リサーチ・ペーパー第2号『のれん及び減損に関する定量的調査』を公表し、海外への発信も兼ねて、会計基準アドバイザー・フォーラム (Accounting Standards Advisory Forum : ASAF) で発表した。その結果、引き続き調査する必要があるという結論に達した。しかし、のれんの事後処理に減損会計のみを適用することによって、のれんが爆発的に増加するという証拠は見られないといった、規則的償却に対する好意的な意見を得られなかったというのが大方の意見であった<sup>4</sup>。

---

<sup>4</sup> 北澄 (2016).

KPMG (2014) のインタビューにあるように、規則的償却に回帰することを望んでいる経営者もいたり、のれんの事後処理に減損のみを適用するアプローチの妥当性に対して、日本のように疑問をもつ関係者もいたりするが、それはむしろ少数である。また、Ramanna (2008) において、減損のみのアプローチを導入した背景には、のれんの償却費の計上を回避したいという経営者の思惑があると指摘されている。このことから、海外ではすでにいずれの方法が妥当であるかという論争から、減損のみを適用するアプローチの定着から生じる新たな課題に注目が移っている。これがⅡで紹介した開示情報に対する分析につながったといえる。

また、これを受けて、IASBは、2015年のアジェンダ協議の結果を踏まえて、財務諸表における開示の有効性を改善する取組の一環として、2017年3月にディスカッション・ペーパー『開示に関する取り組み－開示原則－』（Disclosure Initiative-Principles of Disclosure）を公表した。その中のSection 2・2.4で、効果的でないコミュニケーションの例として、IFRSの要求事項をそのまま書き移すような定型文による開示が取り上げられた。このように、海外では、のれんの減損を含め、情報開示を取り巻く課題に対して、共通の認識が形成されつつある。

これからも日本はこれまでのスタンスを変えることなく、規則的償却の有用性を主張し続けていくであろうが、その一方で、IFRSに移行する日本企業が増加するにつれ、のれんの減損に関する情報は今まで以上に利用されると考えられる。上述の海外の動きを踏まえ、規則的償却の妥当性をアピールすると同時に、普及しつつあるのれんの減損に関する開示情報に目を向け、利用者の視点から検討することも必要である。

参考文献

- 北澄裕和「2016年7月開催 ASAF会計報告」『季刊会計基準』第54号, 2016年。  
金融庁『IFRS適用レポート』, 2015年。
- 熊谷五郎「CMAC (2015年11月) 出席報告」『季刊会計基準』第52号, 2016年。
- 藤原由紀「IASB作業計画 (2017-2021年) の概要」『季刊会計基準』第56号, 2017年。
- 横康弘「のれん及び減損に関する定量的調査」『季刊会計基準』第54号, 2016年。  
日本経済再生本部『「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—』(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/kettei.html#saikou2014>) 2014年。
- 矢内隆一・吉川青磁・佐藤優「IFRS任意適用企業の開示分析」『旬刊経理情報』第1457号, 2016年。
- 横山武彰・神田綾香・矢内隆一・中村亮平「IFRS任意適用企業の開示分析」『旬刊経理情報』第1424号, 2015年。
- Amiraslani, H., G. E. Latridis, and P. F. Pope. 2013. Accounting for Asset Impairment: A Test for IFRS Compliance across Europe. *Centre for Financial Analysis and Reporting Research*. Cass Business School.
- Ernst & Young. 2010. Meeting Today's Financial Challenges Impairment Reporting: Improving Stakeholder Confidence. Ernst & Young.
- European Securities and Markets Authority. 2012. *Report-Activity Report on IFRS Enforcement in the European Economic Area in 2011*. ESMA.
- European Securities and Markets Authority. 2013. *ESMA Report-European Enforcers Review of Impairment of Goodwill and Other Intangible Assets in the IFRS Financial Statements*. ESMA.
- Financial Reporting Council. 2008. *Reviews of Goodwill Impairment Disclosures*. FRC.
- International Financial Reporting Standards. 2012. *International Financial Reporting Standards IFRSs* (企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳。2012。『国際財務報告基準IFRS 2012年1月1日現在まで公表されている基準書等 PART A』中央経済社)。
- International Financial Reporting Standards. 2012. *International Financial Reporting Standards IFRSs* (企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳。2012。『国際財務報告基準IFRS 2012年1月1日現在まで公表されている基準書等 PART B』中央経済社)。
- International Financial Reporting Standards. 2015. *Report and Feedback Statement Post-*

- implementation Review of IFRS 3 Business Combinations*. IFRS.  
International Financial Reporting Standards. 2017. *Discussion Paper DP/2017/1 Disclosure Initiative-Principles of Disclosure*. IFRS.
- Johansen, T. R., and T. Plenborg. 2013. Prioritising Disclosures in the Annual Report. *Accounting and Business Research* 43 (6): 605-635.
- KPMG. 2014. Who Cares about Goodwill Impairment? A Collection of Stakeholder Views. Available at: <http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/ifrsinstitute/pdf/2014/impairment-qa.pdf>
- Paugam L., and O. Ramond. 2015. Effect of Impairment-Testing Disclosures. *Journal of Business Finance & Accounting* 42 (5) & (6): 583-618.
- Ramanna, K. 2008. The Implications of Unverifiable Fair-value Accounting: Evidence from the Political Economy of Goodwill Accounting. *Journal of Accounting & Economics* 45: 253-281.

(付記) 本研究は、科学研究費補助金 基盤研究 (C) (課題番号：25380608) による研究成果の一部である。